

令和4年度 2022年12月1日 ▶ 2023年4月30日

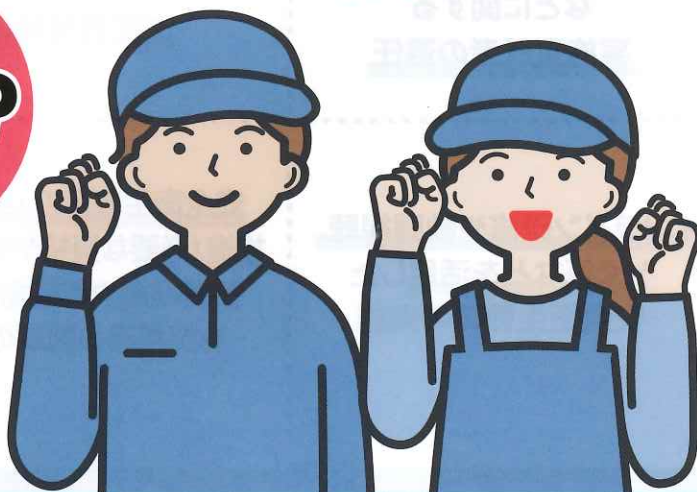
# 安全衛生教育促進運動

## 事業主の皆さん!

労働安全衛生法により

雇入れ時教育 職長等教育 技能講習 特別教育

などが**義務づけ**られています。



令和5年4月1日より職長等教育の対象業種に  
食品製造業※、新聞業、出版業、製本業  
および印刷物加工業が追加!  
職長は現場の安全衛生管理のキーパーソン  
です。新たに職長となる従業員に対して  
職長等教育の実施が義務化されます。

※食品製造業のうち「うまみ調味料製造業及び  
動植物油脂製造業」は従来から職長教育の対象  
です。

## 正しい知識で 職場を安全・健康に!

労働災害を防止するためには、雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、特別教育等を徹底するとともに、安全推進者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などに対する安全衛生教育、情報機器作業従事者・管理者に対する労働衛生教育、職長等を含めた安全衛生業務従事者に対する能力向上教育などを推進することが大変重要となります。

年度初めは、新入社員、作業内容が変更となる者、新たに危険有害業務に従事する者など教育・研修の対象者が増えることを踏まえ、事業場に必要教育・研修について改めて確認し、早い時期から計画的に準備を進めて着実に実施しましょう。

※新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しながら、職場の安全と健康を守る取り組みを進めることが求められています。教育に際しては、適切な感染予防対策を講じましょう。

主唱：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

# 安全衛生教育促進運動とは

労働災害防止のために不可欠な安全衛生教育、特に労働安全衛生法に基づく教育等を促進するため、中央労働災害防止協会(中災防)が主唱し、厚生労働省の後援のもと、業種別労働災害防止協会や都道府県労働基準(労務安全衛生)協会(連合会)等および全国的な安全衛生関係団体が一体となって展開している運動です。

令和4年度安全衛生教育促進運動実施要領では、各事業場に対して主に次の事項を実施するよう求めています。

年間の安全衛生教育  
実施計画の作成と  
計画的かつ効果的な実施

実施計画の作成、実施、  
実施結果の記録・保存  
などに関する  
実施責任者の選任

雇入れ時教育、職長等教育、  
技能講習、特別教育等の  
法定教育等の徹底

リスクアセスメント、  
健康障害防止、危険予知活動、  
メンタルヘルス等法定教育以外の  
教育の充実

オンライン研修や動画視聴、  
VR等を活用した  
安全衛生教育の実施

安全衛生教育の「見える化」の  
推進(必要な資格や特別教育等を  
設備機器や作業場所に掲示、  
有資格者の腕章の装着等)

## 安全衛生教育促進運動サイトをご覧ください。

安全衛生教育促進運動 で 検索

### 安全衛生教育に関するご相談はこちら

《中央労働災害防止協会 安全衛生教育相談窓口》

電話 03-3452-6296 (本部)

メール [jisha-soudan@jisha.or.jp](mailto:jisha-soudan@jisha.or.jp)

協賛団体

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、都道府県労働基準(労務安全衛生)協会(連合会)、一般社団法人新潟県労働衛生医学協会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、一般社団法人仮設工業会、一般社団法人全国登録教習機関協会、一般社団法人日本クレーン協会、一般社団法人日本ボイラ協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、公益財団法人安全衛生技術試験協会、公益財団法人産業医学振興財団、公益社団法人建設荷役車両安全技术協会、公益社団法人産業安全技術協会、公益社団法人全国労働衛生団体連合会、公益社団法人日本作業環境測定協会、公益社団法人日本産業衛生学会、公益社団法人日本保安用品協会、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会、高圧ガス保安協会、日本労働災害防止推進会、一般社団法人安全技術普及会、一般社団法人セーフティグローバル推進機構 (順不同)